

株 主 各 位

東京都港区麻布台二丁目4番5号
メソニック39MTビル
株式会社SHIFT
代表取締役社長 丹 下 大

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会は産業競争力強化法第66条第1項及び当社定款第12条第2項に基づき、場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）といたします。ご出席いただくために必要となる環境やお手続き方法の詳細は、3頁以降のご案内をご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合、あるいはご出席される予定でも通信障害等に備え、書面又はインターネット等によって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、**2022年11月24日（木曜日）午後6時15分までに7頁以降のご案内をご参照いただき、議決権を行使ください**ますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年11月25日（金曜日）午後1時00分
※当日ライブ配信ページは、開始時刻30分前の午後0時30分からアクセス可能です。
※通信障害等により、本総会を上記日時で開催することができない場合、本総会は2022年11月29日（火曜日）午後1時00分に延期します。
2. 開催方法 **場所の定めのない株主総会**
（バーチャルオンリー株主総会）
※株主の皆様にご来場いただく会場はございません。

3. 目的事項
報告事項
1. 第17期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第17期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額改定の件
- 第5号議案 資本金の額の減少の件

以上

-
- ◎ 当社は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本総会の招集ご通知には記載しておりません。
- ①連結計算書類の「連結注記表」 ②計算書類の「個別注記表」
- なお、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会がそれぞれ会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載いたします。
- ◎ 本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。
- ◎ 書面又はインターネットにより事前に議決権を行使された株主様が本総会に出席し、重複して議決権を行使された場合は、本総会において行使された内容を有効なものとして取り扱います。本総会において議決権を行使されなかった場合は、書面又はインターネット等により事前に行使された内容を有効なものとして取り扱います。
- ◎ 通信障害等により、本総会の議事に著しい支障が生じる場合に備え、議長が本総会の延期又は継続を決定することができることをするため、その旨の決議を本総会の冒頭において行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、前述の2022年11月29日（火曜日）午後1時00分より延会又は継続会を開催いたします。その場合は速やかに当社ウェブサイトにてその旨をお知らせいたします。また、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合においても、当社ウェブサイトにて変更内容等をお知らせいたします。
- ◎ 本総会終了後、株主の皆様へ当社へのご理解をより深めていただくため、「事業説明会」を開催する予定です。事業説明会へは3頁に記載のURLよりご参加いただけます。
- ◎ 本年より決議通知は発送せず、当社ウェブサイトにてご案内いたします。

当社ウェブサイト <https://www.shiftinc.jp/>

～バーチャルオンリー株主総会への出席に関するご案内～

本総会は、インターネット上でのみ開催する「バーチャルオンリー株主総会」です。バーチャルオンリー株主総会への出席は、会社法上の「出席」として取り扱われます。本総会において、議決権のある株主様は、総会当日に当社指定のウェブサイト(https://engagement-portal.tr.mufg.jp/)からインターネット上で出席いただくことで、ライブ映像のご視聴、議決権行使の他、株主総会の目的事項に関するご質問、動議の提出等が可能です。なお、株主様が実際にご来場いただく会場はございませんので、オンラインにてご出席くださいますようお願い申し上げます。

1. 開催日時

2022年11月25日（金曜日） 午後1時00分～

※当日ライブ配信ページは、開始時刻30分前の午後0時30分からアクセス可能です。

※通信障害等により、本総会を上記日程で開催することができなかった場合、当社ウェブサイトにてご案内しますので、ご確認くださいませますようお願い申し上げます。

2. ご出席方法

『株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のご案内』をお手元にご準備ください。

(1) 以下のいずれかの方法にてアクセスをしてください。

◎ 『株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のご案内』に記載されているQRコードを読み込み、アクセスをしてください。

※株主様固有のQRコードのため、「ログインID、パスワード」の入力は不要です。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

株式会社●●●

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のご案内

本料定金は、物量別な単価はなく、「オンラインのみで実施」いたします。ご注意ください。

本サイトでは、株式会社デンソーが提供したブラウザ、操作環境、ご端末環境が一定した状態でご利用いただけます。また、本サイトにアクセスした際は、本サイトに記載の同意書にご同意いただきます。その他、本サイトに利用にあたっての注意事項も重要事項に記載しておりますのでご確認ください。

本サイトの 公開期間	本頁がお申込に届いたとき～20XX年XX月XX日(木)17:00まで
ライブ配信	20XX年XX月XX日(木)18:00～株主総会終了まで

【ご注意】本事は、再発行できない場合がありますので、大切に保管していただくとともに、株主様の重要な情報であるログインIDやパスワードが外部に漏れることがないようにご注意ください。

パソコン 1D/パスワードを入力してログイン
スマートフォンで投票のやりかたがわからない場合は、アプリダウンロードのうえ、アプリからログインIDとパスワードを入力してログインしてください。

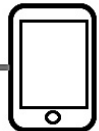
スマートフォン 2D QRコードからログイン
スマートフォン、タブレットから投票のQRコードを読み取る場合は、QRコードを読み取るアプリをダウンロードしてください。

◆ログインID
9999-9999-9999-9999

◆パスワード
99999999



読み取り



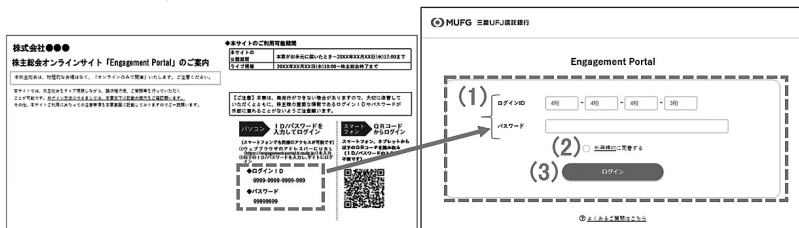
- ◎ 下記視聴URLをご入力いただき、ログイン画面にアクセスしてください。
 アクセスされましたら、(1)「ログインID、パスワード」をご入力いただき、(2)「利用規約に同意する」にチェックをした後に、(3)「ログイン」ボタンをクリックしてください。

《視聴URL》

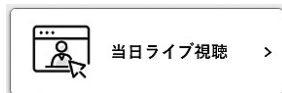
https://engagement-portal.tr.mufg.jp/

《必要事項》

ログインID、パスワード



- (2) 「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。



- (3) 当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」ボタンをクリックしてください。

3. 当日の議決権行使について

- (1) 当日の議決権行使方法

当日ライブ配信ページにログイン後、議長の指示に従って、「議決権行使」タブより議案の賛否をご表示ください。

- (2) 事前の議決権行使と株主総会当日との議決権行使との関係

株主様は本サイトにログインし、かつ、議決権を行使いただくことにより、法的に本総会に出席されたものといたします。そのため、以下のようにお取扱いたします。

事前行使	株主総会当日	議決権行使の取り扱い
事前行使をした	議決権行使をした	当日の議決権行使が有効
	議決権行使をしなかった	事前の議決権行使が有効※
事前行使をしていない	議決権行使をした	当日の議決権行使が有効
	議決権行使をしなかった	不行使

※事前の議決権行使を複数回された場合においては、8頁記載の「3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い」をご確認ください。

4. ご質問・動議について

当日ライブ視聴画面内より、テキストメッセージを送信いただく形でご質問等を行うことが可能です。

※ご質問等は、本総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。

※ご質問等は、原則お一人様につき1問といたくご協力をお願い申し上げます。

※ご質問等は、400文字以内でお願い申し上げます。

※複数の株主様から同様のご質問等があった場合は、まとめて回答させていただきますことがございます。

※全てのご質問等に必ず回答することをお約束するものではありません。また、個別の対応はいたしかねますので併せてご了承ください。

5. 代理人による出席方法

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができません。ご希望の株主様は、株主総会に先立って、当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」及び「委任者の議決権行使使用紙」のご提出が必要となりますので、以下の提出先までご送付ください。

《代理人に関する書類のご送付先》

〒106-0041 東京都港区麻布台二丁目4番5号 メソニック39MTビル
株式会社SHIFT 株主総会事務局

《ご提出期限》

2022年11月24日(木曜日) 午後6時15分必着

※ご提出期限までに必要書類が当社に届かなかった場合には、代理人による出席は認められませんのでご了承ください。

※ご提出いただいた書類に不備があった場合は、有効な委任としてお取り扱い出来ない場合がございます。

6. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先

株主総会当日に限りお問い合わせ窓口を設置いたします。ご不明点がある方は、下記にお問い合わせください。

《ログインID・パスワードに関するお問い合わせ先》

0120-676-808 (三菱UFJ信託銀行株式会社)

株主総会当日の午前9時～株主総会及び事業説明会終了まで

《配信環境等インターネット視聴に関する技術的なお問い合わせ先》

03-4266-8813 (株式会社ブイキューブ)

株主総会当日の午前9時～株主総会及び事業説明会終了まで

7. 本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に係る障害に関する対策についての方針の内容の概要

当社では、本総会に係る通信障害対策について、以下の方針を策定しております。

- (1) 本総会に使用する通信システムは、通信障害対策についての方針を策定しております。
- (2) 本総会開催に際し、通信障害対策措置等に長けた担当を置きます。
- (3) 通信の方法に係る障害が生じた場合における代替手段として、主回線とは別の予備回線及び予備のモバイル回線を用意いたします。
- (4) 事前の通信テストを十分に実施いたします。
- (5) 本総会における通信障害等不測の事態に備えるため、マニュアルを新たに作成し、不測の事態にも対応できるよう万全の体制を構築いたします。
- (6) 本総会において通信障害により議事に著しい支障が生じる場合には、議長が延会又は継続会を開催することができる旨の議長一任決議について諮ることといたします。

8. インターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針の内容

当社では、インターネットのご使用に支障のある株主様に書面による事前の議決権行使を推奨いたします。

9. インターネット参加にかかるご留意事項

- ◎ ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に乱れ及び一時中断などの通信障害、並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性がございます。
- ◎ 株主総会当日において、株主様側の通信環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましては、一切の責任を負いかねますので、予めご了承ください。
- ◎ ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- ◎ ご視聴いただくための推奨環境は、以下URLに記載しておりますので、予めご確認ください。
<https://www.tr.mufg.jp/daikou/pdf/faq.pdf>
- ◎ 事前質問及び事前の動議の提出はできません。
- ◎ SNSへの公開等、本総会及び事業説明会のライブ配信映像の二次利用は、固くお断りさせていただきます。

～書面による議決権行使のご案内（事前行使）～

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年11月24日（木曜日）午後6時15分までに到着するようご返送ください。

～インターネットによる議決権行使のご案内（事前行使）～

1. 議決権行使サイトについて

- ◎ インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- ◎ インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ◎ インターネットによる議決権行使は、**2022年11月24日（木曜日）午後6時15分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。**

2. インターネットによる議決権行使方法について

（1）パソコンによる方法

- ◎ 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ◎ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ◎ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

（2）スマートフォンによる方法

- ◎ 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ◎ セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。
2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。

- ◎ スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、前述の「2. (1) パソコンによる方法」にて議決権行使を行ってください。
3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
- ◎ 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
 - ◎ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料等）は、各株主様のご負担となります。

～バーチャルオンリー株主総会での議決権行使のご案内～

4 頁記載の「バーチャルオンリー株主総会への出席に関するご案内」の「3. 当日の議決権行使について」をご確認ください。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

①事業目的の追加に伴う変更

当社が行う事業活動の現状に即し、また、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）の事業目的を追加するものであります。

②株主総会資料の電子提供制度導入に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、現行定款第18条を変更するとともに、これらの変更に関して附則を設けるものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第2条（目的） 1.～9.（条文省略） （新設） 10.～19.（条文省略）	第2条（目的） 1.～9.（現行どおり） <u>10. 通信ネットワークを利用したアプリケーションサービス提供業務</u> 11.～20.（現行どおり）
第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	（削除）

現行定款	変更案
(新設)	<p>第18条（電子提供措置等）</p> <p>1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新設)	<p>附則 （施行期日等）</p> <p>1. 2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>2. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案で取締役という）6名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。なお、監査等委員会における検討の結果、本議案に関する特段の指摘事項はありません。取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	<small>たんげ まさる</small> 丹下 大 (1974年9月22日生) 再任 (男性)	2000年4月 株式会社インクス（現 SOLIZE株式会社）入社 2005年9月 当社設立 代表取締役社長（現任） 2012年9月 SHIFT GLOBAL PTE LTD Director（現任） 2017年3月 ALH株式会社 取締役 2019年1月 株式会社アッション 取締役 2019年1月 株式会社さうなし 取締役 2019年3月 株式会社システムアイ 取締役	5,606,800株
	取締役候補者の選任理由 丹下大氏は、当社創業経営者であり、企業経営における幅広い見識と豊かな経験を有し、卓越したリーダーシップを発揮していることから、当社グループの持続的な企業価値向上を実現するために必要不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。		
2	<small>ささき みちお</small> 佐々木 道夫 (1957年3月7日生) 再任 (男性)	1982年3月 リード電気株式会社 （現 株式会社キーエンス） 入社 1999年6月 同社 取締役APSULT事業部長 兼事業推進部長 2000年12月 同社 代表取締役社長 2010年12月 同社 取締役特別顧問 2017年5月 株式会社瑞光 社外取締役（現任） 2018年6月 東京エレクトロン株式会社 社外取締役（現任） 2018年11月 当社 社外取締役 2019年11月 当社 社外取締役（監査等委員） 2020年11月 当社 取締役副社長（現任）	一株
	取締役候補者の選任理由 佐々木道夫氏は、株式会社キーエンスの代表取締役社長を務めた経験をもとに、当社の社外取締役として、当社の営業組織の強化にも大きく貢献した実績があり、当社グループが、売上高1,000億円達成に向け、高付加価値を生みさらなる成長を実現するために同氏の知見が必要であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	<p style="text-align: center;">こばやし もとや 小林 元也 (1979年2月13日生)</p> <p style="text-align: center;">[再任]</p> <p style="text-align: center;">(男性)</p>	<p>2003年4月 株式会社インクス (現 SOLIZE株式会社) 入社 2007年4月 当社入社 2009年11月 当社 ソフトウェアテスト事業部長 2013年5月 当社 執行役員 2014年11月 当社 取締役 (現任) 2015年4月 株式会社SHIFT PLUS 取締役 (現任) 2017年3月 ALH株式会社 取締役 (現任) 2017年8月 株式会社メソドロジーック 取締役 (現任) 2018年5月 Airitech株式会社 取締役 2019年3月 株式会社システムアイ 取締役 2019年6月 SHIFT ASIA CO., LTD. 取締役 (現任) 2021年10月 株式会社分析屋 取締役 (現任) 2021年11月 株式会社さうなし 取締役 (現任) 2021年11月 VISH株式会社 取締役 (現任)</p>	162,400株
<p>取締役候補者の選任理由</p> <p>小林元也氏は、当社創業メンバーの一人であり、当社の基幹事業であるソフトウェアテスト事業を立ち上げ、サービスの確立と当社グループの発展を牽引してまいりました。同氏は、当社グループ複数社の取締役を務める等、当社グループの事業及び組織を熟知していることから、今後の当社グループの成長に必要な知識と経験を有していると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>			
4	<p style="text-align: center;">はっとり たいち 服部 太一 (1974年11月16日生)</p> <p style="text-align: center;">[再任]</p> <p style="text-align: center;">(男性)</p>	<p>1998年4月 日本電信電話株式会社 (後、エス・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に分社化) 入社 2006年6月 株式会社リクルートホールディングス 入社 2012年10月 Indeed Inc. 取締役 (出向) 2014年4月 同社 Vice President, Finance 2018年4月 同社 Senior Vice President, Finance 2019年4月 同社 CFO 2021年1月 株式会社リクルートホールディングス 帰任 2021年7月 当社 執行役員 2021年10月 株式会社分析屋 監査役 (現任) 2021年10月 株式会社CLUTCH 監査役 (現任) 2021年10月 株式会社ナディア 監査役 (現任) 2021年11月 当社 取締役 (現任) 2021年11月 株式会社デケム 監査役 (現任) 2022年3月 株式会社SHIFTグロス・キャピタル 代表取締役 (現任)</p>	一株
<p>取締役候補者の選任理由</p> <p>服部太一氏は、グローバル企業においてCFOを務めた経験をもとに、財務会計を中心として経営管理に関する豊富な経験と広い見識を有しており、今後の当社グループの経営管理領域の強化に向けて同氏の知見が必要であると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	むらかみ たかふみ 村上 誠典 (1978年8月16日生) [再任] [社外] [独立] (男性)	2003年4月 ゴールドマン・サックス証券会社 (現 ゴールドマン・サックス証券株式会社) 入社 2017年7月 シニフィアン株式会社設立 代表取締役 (現任) 2020年3月 ベルフェイス株式会社 社外取締役 (現任) 2020年11月 当社 社外取締役 (現任) 2022年1月 株式会社Bitstar 社外取締役 (現任) 2022年3月 株式会社hacomono 社外取締役 (現任) 2022年3月 株式会社SmartHR 社外取締役 (現任) 2022年4月 株式会社サイカ 社外取締役 (現任)	一株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 村上誠典氏は、資本市場との対話、ガバナンスおよびESGに関する豊富な経験と広い見識を有しており、社外取締役として当社を監督いただくことで、今後当社グループがさらなる成長を加速させるために必要な資本市場との対話力の強化とガバナンス強化推進を期待できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。			
6	もとや ふみこ 元谷 芙美子 (1947年7月8日生) [再任] [社外] [独立] (女性)	1966年4月 福井信用金庫 入社 1971年6月 信金開発株式会社 (現アバ株式会社) 取締役 (現任) 1980年12月 アパホテル株式会社設立 取締役 1994年2月 アパホテル株式会社 代表取締役 (現任) 2015年12月 アパホールディングス株式会社 取締役 (現任) 2020年11月 当社 社外取締役 (現任) 2021年5月 株式会社ティーケービー 社外取締役 (現任)	5,100株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 元谷芙美子氏は、経営者としてアパホテルおよびアパグループを日本最大級のホテルチェーングループに成長させた実績があり、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、成長を続ける当社の経営全般を監督いただくことで当社の経営体制がさらに強化できると判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各取締役候補者の選任が承認された場合、任期は本総会終結の時から2023年8月期に係る定時株主総会の終結の時までの予定であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 村上誠典氏及び元谷芙美子氏は社外取締役候補者であります。
4. 村上誠典氏及び元谷芙美子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合は、独立役員として指定する予定であります。
5. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
村上誠典氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
元谷芙美子氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
6. 当社は、村上誠典氏、元谷芙美子氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏らの選任が承認された場合は、引き続き上記責任限定契約を継続する予定です。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令等に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害は填補されません。なお、すべての被保険者についてその保険料を当社が全額負担しております。各取締役候補者が取締役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の保険期間は2023年4月1日までですが、同程度の内容で更新することを予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役1名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
<p>なががき てつじろう 中垣 徹二郎 (1973年2月2日生)</p> <p>再任 社外 独立</p> <p>(男性)</p>	<p>1996年4月 日本アジア投資株式会社 入社 2011年4月 同社 投資本部長 2011年4月 DFJ JAIC Venture Partners, LLC (現Draper Nexus Venture Partners, LLC) 設立 Managing Director (現任) 2013年3月 DJパートナーズ株式会社設立 代表取締役 (現任) 2013年12月 株式会社trippiece 社外取締役 (現任) 2014年5月 株式会社STUDIOUS (現 株式会社TOKYO BASE) 社外取締役 (現任) 2014年9月 株式会社イノバ 社外取締役 (現任) 2014年10月 Draper Nexus Venture Partners II, LLC Managing Director (現任) 2014年11月 当社 社外取締役 2016年9月 株式会社UNCOVER TRUTH 社外取締役 (現任) 2018年4月 株式会社favy 社外取締役 (現任) 2018年8月 NEX VENTURE PARTNERS III, LP (現DNX VENTURE PARTNERS III, LP) 設立 Partner (現任) 2020年11月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2021年1月 株式会社CultureStudioTokyo 社外取締役 (現任)</p>	<p>一株</p>
<p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>中垣徹二郎氏は、シリコンバレーに拠点を置くベンチャーキャピタルのManaging Partnerで、数多くのIT企業への出資と経営指導を通じて培った豊富な経験と幅広い見識を有しており、今後当社が、国内外において成長していくにあたり、重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていくことを期待できるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。</p>		

- (注) 1. 取締役候補者の選任が承認された場合、任期は本総会終結の時から2024年8月期に係る定時株主総会の終結の時までの予定であります。
2. 監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 中垣徹二郎氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は、中垣徹二郎氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
中垣徹二郎氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。また、同氏の監査等委員である取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
6. 当社は、中垣徹二郎氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き上記責任限定契約を継続する予定です。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令等に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害は填補されません。なお、すべての被保険者についてその保険料を当社が全額負担しております。取締役候補者が取締役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の保険期間は2023年4月1日までですが、同程度の内容で更新することを予定しております。

(ご参考) 取締役候補者及び執行役員スキルマトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりすべてご選任いただいた場合における、各取締役の専門性と経験は次のとおりとなります。

氏名	役職 (予定)	経験・専門性							
		企業経営	営業・マーケティング	サービス・技術	人材戦略	M & A・P M I	財務・会計・I R	コーポレートガバナンス	ESG・ダイバーシティ
丹下 大	代表取締役社長	●	●	●	●	●	●		●
佐々木 道夫	取締役副社長	●	●	●		●		●	●
小林 元也	取締役	●	●	●	●	●	●		
服部 太一	取締役	●				●	●	●	●
村上 誠典	社外取締役	●				●	●	●	●
元谷 芙美子	社外取締役	●	●		●				●
新井 優介	社外取締役 監査等委員 (常勤)						●	●	
知識 賢治	社外取締役 監査等委員 (非常勤)	●			●			●	●
中垣 徹二郎	社外取締役 監査等委員 (非常勤)	●	●			●	●		

当社は、執行役員制度を導入しております。各執行役員の専門性と経験は次のとおりとなります。

氏名	役職 (予定)	経験・専門性							
		企業経営	営業・マーケティング	サービス・技術	人材戦略	M & A・P M I	財務・会計・I R	コーポレートガバナンス	ESG・ダイバーシティ
菅原 要介	上席執行役員			●	●				
細田 俊明	上席執行役員			●					
小見山 茂樹	執行役員	●	●						
真岡 佑介	執行役員			●					
木村 剛	執行役員	●	●						

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額改定の件

（1）提案の理由

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）の報酬の額は2019年11月27日開催の第14回定時株主総会において、年額1,000百万円以内（うち社外取締役100百万円以内。）とご承認いただいております。また、2021年11月26日開催の第16回定時株主総会において、譲渡制限株式ユニット制度（以下「本制度」といいます。）に基づき、対象取締役に発行又は処分される当社の普通株式及び支給する金銭の総額は、年額200百万円以内（うち社外取締役50百万円以内。）とご承認いただいております。

今般、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを取締役等に与えるとともに、株主の皆様とのより一層の価値共有を進める必要があること、及び、優秀な経営人材を育て、また確保し、上場企業として持続的な発展・社会への貢献に資することが当社の目的であることに鑑み、当社の役員報酬が企業価値の創造の対価となり、その適切なインセンティブとしても機能するようにすること等を勘案して、中長期業績に連動する報酬の割合を増やす目的で、本株主総会において、2021年11月26日開催の第16回定時株主総会においてご承認いただいた本制度に基づき対象取締役に発行又は処分される当社の普通株式及び支給する金銭の総額を増額すること、及び本制度に基づき対象取締役に交付する株式数の上限を増加することにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社は、2021年12月21日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針を定めておりますが、本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっていることから、本制度の改定は相当なものであると判断しております。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案が原案通り承認可決された場合、取締役の員数に変更はありません。

（2）改定の内容

2021年11月26日開催の第16回定時株主総会において、本制度に基づき対象取締役に発行又は処分される当社の普通株式及び支給する金銭の総額は、年額200百万円以内（うち社外取締役50百万円以内。）とご承認いただいております。今般、本制度に基づき対象取締役に発行又は処分される当社の普通株式及び支給する金銭の総額を、対象取締役の報酬枠である年額1,000百万円以内（うち社外取締役100百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）の枠内で、年額500百万円以内（うち社外取締役50百万円以内。）と改定いたします。

また、当社が本制度に基づき対象取締役に交付する株式数は合計年60,000株以

内（うち社外取締役年15,000株以内）とご承認いただいております。今般、当社が本制度に基づき対象取締役に交付する株式数を合計年89,000株以内（うち社外取締役年15,000株以内。ただし、今回の改定に係る議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます）又は株式併合が行われた場合その他発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します）と改定いたします。

第5号議案 資本金の額の減少の件

当社の今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行いたいと存じます。なお、これにより減少する資本金の額と同額が、その他資本剰余金に計上されます。

- (1) 減少する資本金の額
67,693,500円
- (2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日
2023年1月10日

以 上

事業報告

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、前連結会計年度より引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化した中において、感染拡大防止策に万全を期し、徐々にそれ以前の経済活動が再開してまいりました。一方で、ウクライナ情勢の長期化や原材料の供給不足に加えて、グローバルでの金利調整などを背景とした円安進行や物価上昇による家計や企業への影響や供給面での制約などもあり、国内外における経済的な見通しは不透明な状況が続いております。

当社グループにおいては、従業員の安心／安全を守る施策として全従業員へ毎日の検温測定と報告の徹底、全社的な在宅勤務の推奨、それに伴い案件従事者が在宅勤務を実現できるよう、お客様への提案活動などの対策を2020年より継続して取り組んでおります。その結果、居住地に依存しない均一な就業環境・待遇を提供することが可能となり、幅広い居住地域の応募者を対象とした人材採用を一層強化しております。当社グループは、様々な業界のお客様にサービスを提供しており、特定の業種業態に依存した構造ではないため、新型コロナウイルス感染症の業績への影響は限定的なものとなっており、現時点の経済活動状況を前提とすると、この傾向は続くものと予想しております。

当社グループがサービスを提供するソフトウェア関連市場においては、産業界全体に変革を起こすDX（デジタル・トランスフォーメーション）という概念とともに、新しい生活様式（ニューノーマル）や新しい価値観のもとで、IT投資はますます多様化し、その重要性は高まり続けております。

また、在宅勤務やリモートワークの定着によって、エンドポイントセキュリティ（社内ネットワークのみならず、利用端末に対するセキュリティ対策）を中心に社会全体におけるセキュリティ領域への需要は高まってきております。

こうした経営環境の中、当社グループでは売上高1,000億円企業に向けた成長戦略「SHIFT1000 -シフトワンサウザンド-」を掲げており、その実現に向け、引き続き営業力の強化による顧客基盤の拡大、構造化・数式化され科学されたM&A戦略の実現、IT業界の構造変化に合わせたサービス提供力の向上、多様な人材獲得手法の展開を重点課題として取り組んでおります。

この結果、当連結会計年度においては売上高64,873,245千円（前年同期比41.0%増）、営業利益6,913,337千円（前年同期比73.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,974,219千円（前年同期比76.5%増）となりました。なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」といいます。）等を適用したことにより、売上高は1,092,164千円減少し、

営業利益は1,969千円減少しております。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

① エンタープライズ市場

エンタープライズ市場では、金融業、流通業、製造業、通信業、ウェブサービス業など社会基盤を支える企業における業務システムや情報システムにおいて、ソフトウェアの品質保証に関するサービス全般を提供しております。

当連結会計年度では、従前より注力業界として定めていた金融・流通業界に加えて、製造業・通信業などの顧客に対して長期的な関係構築を視野に入れたプロジェクトへの参画が進み、売上高が増加してまいりました。この結果、当連結会計年度のエンタープライズ市場の売上高は60,287,778千円（前年同期比40.7%増）、営業利益は10,510,246千円（前年同期比55.8%増）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は1,095,389千円減少し、営業利益は1,969千円減少しております。

② エンターテインメント市場

エンターテインメント市場では、モバイルゲーム、コンシューマゲーム等を消費者に向けて提供する顧客に向け、品質管理工程やデバック業務、コンテンツの翻訳やローカライズ、カスタマーサポート業務のアウトソーシングにより、お客様ビジネスの付加価値を向上させるサービスを提供しております。

当連結会計年度では、サービスラインナップの拡充に加えて、競合との差別化を図ることによる業界内認知度の向上や、既存顧客からの売上高が増加したことにより、収益基盤の拡大を進めた結果、当連結会計年度のエンターテインメント市場の売上高は4,585,467千円（前年同期比45.9%増）、営業利益は1,191,020千円（前年同期比71.0%増）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は3,224千円増加しておりますが、営業利益への影響はありません。

<セグメント別売上高>

区分	2021年8月期 前連結会計年度		2022年8月期 当連結会計年度		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
エンタープライズ市場	千円	%	千円	%	千円	%
	42,860,697	93.2	60,287,778	92.9	17,427,080	40.7
エンターテインメント市場	3,143,871	6.8	4,585,467	7.1	1,441,595	45.9
合計	46,004,569	100.0	64,873,245	100.0	18,868,676	41.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、730,130千円となりました。その主なものは以下のとおりであります。

当社グループは、グループ一丸となり採用活動を進め、社員数が増加したことにより、PCやタブレット端末等を中心とした工具、器具及び備品を取得いたしました(488,932千円)。さらに、オフィス等の増床に伴って、建物附属設備を取得いたしました(100,965千円)。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中において、当社グループは長期借入金1,000,000千円の資金調達を行いました。

当社グループは、機動的な資金調達及び資本効率の改善を目的として、取引金融機関6行と総額14,350,000千円の当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における借入実行残高は20,000千円であります。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分状況

当社は2021年11月2日を効力発生日として子会社であるAiritech株式会社と株式交換を行い、同社を当社の完全子会社といたしました。

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第14期 2019年8月期	第15期 2020年8月期	第16期 2021年8月期	第17期 (当連結会計年度) 2022年8月期
売上高(千円)	19,531,960	28,712,177	46,004,569	64,873,245
営業利益(千円)	1,540,613	2,353,376	3,994,926	6,913,337
経常利益(千円)	1,544,865	2,535,129	4,736,701	7,552,625
親会社株主に 帰属する当期 純利益(千円)	970,490	1,648,692	2,818,609	4,974,219
1株当たり 当期純利益(円)	65.54	104.50	162.71	282.79
総資産(千円)	14,975,329	19,821,109	34,272,155	40,230,021
純資産(千円)	8,938,053	10,781,494	22,683,868	26,007,065
1株当たり 純資産額(円)	551.69	661.65	1,277.48	1,452.20

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首より適用しており、2022年8月期に係る各金額については、当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第14期 2019年8月期	第15期 2020年8月期	第16期 2021年8月期	第17期 (当事業年度) 2022年8月期
売 上 高 (千円)	14,252,453	19,484,369	27,596,013	41,266,021
営 業 利 益 (千円)	1,113,467	1,552,244	3,412,249	4,889,811
経 常 利 益 (千円)	1,082,126	1,649,575	3,554,471	5,073,319
当 期 純 利 益 (千円)	802,878	1,191,126	2,204,156	3,473,758
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	54.22	75.50	127.24	197.48
総 資 産 (千円)	13,241,944	17,274,550	29,109,707	32,474,547
純 資 産 (千円)	8,273,001	9,848,671	21,110,364	23,026,064
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	527.81	619.87	1,204.06	1,303.44

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首より適用しており、2022年8月期に係る各金額については、当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

(6) 対処すべき課題

当社グループでは、今後のさらなる成長を実現する上で、以下の事項を経営課題として重視しております。

① 営業展開について

総務省及び経済産業省による「2021年情報通信業基本調査」によると、わが国において主としてソフトウェア業を営む企業の売上高は15兆9,625億円と試算されております。また、IPA(独立行政法人情報処理推進機構)が公表する「ソフトウェア開発データ白書2018-2019」によると開発工程に占めるテスト工程の割合は、約33%とされており、当社グループの対面するソフトウェアテストの市場規模は約5兆円と推定されます。

当社グループは、この潜在的な5兆円の市場に対して、既存の労働集約的なサービスではなく、仕組化・標準化されたソフトウェアテストサービスを提供することにより、顧客のニーズを喚起し、アウトソース市場を掘り起こしてきました。

今後、ソフトウェアテスト市場のさらなる深耕を進め、ソフトウェアテスト事業で開拓した、エンタープライズ領域からエンターテインメント領域までの多種多様な業界・業種の顧客に対し、当社グループの様々なソリューションのクロスセルを推進していくためには、営業体制の強化が必要不可欠です。そのため、当社グループでは、営業人員数の拡大、勉強会の実施などによる営業活

動の量と質の向上、徹底的な営業活動の可視化によるKPI管理等により営業体制の強化に取り組んでおります。

② カスタマーサクセスに向けた取り組み

当社グループは、当社グループの提供するサービスの提供を通してカスタマーサクセスを実現するため、サービスの付加価値の向上と適正なプロジェクト価格での受発注の実現に取り組んでおります。

サービスの付加価値の向上に向けた取り組みとしては、スキルアップやキャリアアップを希望する従業員を対象にした、独自の従業員育成カリキュラムを展開しています。カリキュラム受講後、検定試験に合格すれば、より高付加価値なサービスを提供することができることから、顧客への提示単価やそれに連動して給与が上昇する仕組みになっており、顧客と従業員の双方にとってメリットがある制度となっています。

また、当社がプロジェクトの上流工程において、顧客企業と直接コミュニケーションをとりながらプロジェクトを推進し、階層構造や企業規模に関わらず真に業務能力のある開発会社へ直接発注することで、「多重下請け構造」を打破し、適正なプロジェクト価格での受発注を実現しております。

これらの取り組みを通して、サービスの付加価値とリポート率を向上させることで、カスタマーサクセスの実現に貢献してまいります。

③ 人材採用力の強化

当社グループは、それまで開発者が行ってきた検証工程を、開発者以外であっても実行できるように、作業工程の徹底的な標準化を行うことでIT人材以外の人材を採用してまいりました。独自の検定試験を導入することで、IT未経験者であっても当事業に素養のある人材を採用することを可能にし、積極採用と生産性の向上の両立を実現してまいりました。また、IT業界における知識や経験の豊富な人材の採用にも取り組むことで、事業規模の急成長を実現してまいりました。

連結売上高3,000億円企業を目指すにあたっては、各分野のスペシャリストを中心とした優秀な人材のさらなる積極採用が早期に取り組むべき課題であると認識しております。

こうした課題に対応するため、従前の採用手法だけにとどまらず、動画面接やリファラル採用の強化等のあらゆる採用手法を積極的に取り入れ、採用体制の強化を進めてまいります。

④ エンployeeサクセス (ES) への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、ライフスタイルや価値観、そしてIT業界に変化がもたらされました。当社グループとしてそれらの変化に対応し、今後の成長をさらに加速させるためには、これまでの事業ポジショニングやブランディング、従業員の働き方などを見つめなおし、必要に応じて変化させる必要があると考えております。

従業員の働き方としては、基本的に在宅勤務を推進する一方、コミュニケーションを目的として週1回程度の出社を奨励しています。在宅勤務を前提としたエンジニアの採用を進めつつ、従業員総会、社内広報のオンライン化、社内表彰制度の展開などにより、柔軟な働き方の提供と帰属意識の醸成の両立を実現しています。また、当社グループでは、事業活動の基本は従業員であるとの考えから、日々の成果が従業員に還元されるよう、積極的な給与の上昇に努めています。人事評価と報酬決定においては実力主義を徹底し、年功序列や男女による給与格差といった人事評価と報酬決定による差別が起こらない評価を行うことで、給与と人事評価に関する満足度を高いレベルで維持しております。

⑤ M&AとPMIの推進

当社グループは、M&Aを積極的に推進することで、新規顧客開拓・既存顧客深耕や優秀な人材の積極採用、サービス領域の強化・拡大などに取り組んでまいりました。今後は、PMIを通じて当社水準の経営管理体制を構築する等、厳格な規律で収益力を確保する方針は堅持しつつ、M&Aの対象として検討しうる収益水準を拡大するとともに、当社グループの成長に合わせて案件の健全な大型化を推進してまいります。

また、PMI以降のフェーズにおいては、営業、人事面の連携によりグループ会社の成長を支援するとともに、グループ会社向けの経営管理部門の体制を強化し、グループ全体での経営基盤をさらに強固にしております。

⑥ 企業ブランドの醸成と新規事業展開

当社グループは現在ソフトウェアテストを中心とした事業展開を図っており、標準化された高品質なサービス提供によって業務アプリケーション領域におけるソフトウェアテストのリーディングカンパニーとしての地位を確立しつつあるものと認識しております。

さらなる成長に取り組むなかで、当社グループは、「お客様の売れるサービスづくりといえばSHIFT」を新たなブランディングスローガンとして掲げ、ソフトウェアの品質保証・テストを軸とした新たな開発サービスの提供にも取り組んでいます。こうした課題に対応するため、収益の柱としてのソフトウェアテストの事業を拡大させる一方で、企画段階からお客様と伴走し、「売れるソフトウェアサービスをつくる」うえで真に必要な要素を絞り込んだうえでお客様にご提案することで、他社との差別化を図っています。

既存事業の拡大と新規事業の創出に取り組むことで、なくてはならない当社グループのポジショニングを強化してまいります。

⑦ 内部管理体制の強化

当社グループは、さらなる事業拡大を推進し、企業価値を向上させるためには、効率的なオペレーション体制を基盤としながら、内部管理体制を強化していくことが重要な課題であると認識しており、コンプライアンス体制及び内部統制の充実・強化を図ってまいります。

⑧ 情報資産に関する管理体制の強化

当社グループは、事業を通してお客様の重要な情報資産を取り扱っているほか、競争力の源泉となる、独自に標準化・仕組化されたノウハウを保有しており、情報管理体制を継続的に強化していくことが重要であると考えています。現在においても、ISMS国際規格「ISO/IEC 27001:2013」の認証を取得し、情報セキュリティ方針を策定したうえで情報資産を管理しており、eラーニングを毎月実施し従業員の啓発を行う等、万全の注意を払っていますが、今後も社内体制や管理方法の強化を図ってまいります。

(7) 企業集団の主要な事業内容 (2022年8月31日現在)

ソフトウェアテストを中心とするソフトウェアの品質保証サービス全般

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ALH株式会社	9,000千円	100.0% (100.0)	ITソリューションサービス
株式会社ホープス	50,000千円	100.0%	ITソリューションサービス
株式会社システムアイ	25,000千円	100.0%	システムコンサルティング
株式会社エスエヌシー	50,000千円	100.0%	PCリユース
株式会社A-STAR	46,500千円	100.0%	マッチング・プラットフォーム

(注) 当社の出資比率の () 内は、間接所有割合であります。

(9) 企業集団の主要拠点等 (2022年8月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	東京都港区
東京オフィス	東京都港区
札幌オフィス	北海道札幌市中央区
福岡オフィス	福岡県福岡市中央区・博多区
大阪オフィス	大阪府大阪市北区
名古屋オフィス	愛知県名古屋市中区

②主要な子会社

名 称	所 在 地
ALH株式会社	本社：東京都目黒区
株式会社ホープス	本社：東京都中央区
株式会社システムアイ	本社：神奈川県横浜市西区
株式会社エスエヌシー	本社：大阪府大阪市中央区
株式会社A-STAR	本社：東京都渋谷区

(10) 企業集団の使用人の状況(2022年8月31日現在)

使用人数	前連結会計年度末比増減
6,208 [1,489] 名	+1,768 [+229] 名

- (注) 1. 使用人数は就業人員であります。
 2. 使用人数の〔外書〕は、臨時使用人の年間平均雇用人員（1日8時間換算）を記載しております。
 3. 使用人数が当連結会計年度において1,768名増加しておりますが、これは業務拡大に伴う新規採用したためであります。

(11) 主要な借入先(2022年8月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	1,820,564 千円
株式会社三菱UFJ銀行	615,741
株式会社みずほ銀行	444,906
株式会社横浜銀行	245,350

- (12) その他企業集団の現況に関する重要な事項
 該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 50,000,000 株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 17,811,114 株 |
| (3) 株主数 | 5,151 名 |
| (4) 上位10位の株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
丹下 大	5,606,800 株	31.47 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,057,900	11.55
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,318,300	7.40
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	948,306	5.32
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	512,580	2.87
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	318,800	1.78
第一生命保険株式会社	187,900	1.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・75876口)	187,100	1.05
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505303	178,300	1.00
小林 元也	162,400	0.91

(注) 持株比率は、自己株式(345株)を控除して計算しております。なお、自己株式には、「株式給付型ESOP信託口」が保有する当社株式(187,100株)は含めておりません。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している業務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
① 当事業年度の末日における新株予約権の状況
新株予約権等の内容の概要

発行回次 (発行決議日)	新株予約権 の数	新株予約権の 目的となる 株式の種類 及び数	発行 価額	新株予約権 の行使時の 1株当たりの 払込金額	行使期間
第3回新株予約権 (注) 1 (2013年3月21日)	10個	当社普通株式 5,000株	無償	200円	2015年4月1日 ～2023年3月20日
第4回新株予約権 (注) 1 (2014年7月29日)	36個	当社普通株式 18,000株	無償	300円	2016年8月1日 ～2024年7月28日
第9回新株予約権 (注) 2 (2021年1月26日)	42個	当社普通株式 4,200株	1個当 たり 4,000 円	13,100円	2023年11月1日 ～2028年2月18日

(注) 1 上記の第3回及び第4回各新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- i 権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員若しくは社外協力者として認定された者であることを要する。
 - ii 権利者が死亡した場合、その時をもって権利者が有する未行使の新株予約権全部について放棄されたものとみなし、権利者の相続人による本新株予約権の行使を認めない。
 - iii その他の権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、別途当社と割当者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 2 上記の第9回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
- i 新株予約権者は、2023年8月期から2024年8月期までの2事業年度のうちいずれかの期において、EBITDAが6,000百万円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお上記におけるEBITDAの判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書とする。以下同様。）に記載された営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合、キャッシュ・フロー計算書とする。以下同様。）に記載された減価償却費及びのれん償却額を加算した額をいう。また、当該EBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、連結損益計算書又は連結キャッシュ・フロー計算書の数値を直接参照することが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を当社取締役会が定めることができるものとする。
 - ii 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - iii その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、別途当社と割当者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 3 当社は2014年7月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を、また2015年2月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っているため、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」について、この影響を考慮しております。

② 上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

上記①の新株予約権のうち、当社役員が保有する新株予約権の区分別の状況は、以下のとおりであります。

	回次 (行使価額)	行使期間	個数	保有者数
取締役 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	第9回 (13,100円)	2023年11月2日 ～2028年2月18日	32個	2名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2022年8月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	丹 下 大	SHIFT GLOBAL PTE LTD Director
取締役副社長	佐々木 道夫	株式会社瑞光 社外取締役 東京エレクトロン株式会社 社外取締役
取 締 役	小 林 元 也	株式会社SHIFT PLUS 取締役 ALH株式会社 取締役 株式会社メソドロジック 取締役 SHIFT ASIA CO., LTD. 取締役 株式会社分析屋 取締役 VISH株式会社 取締役 株式会社さうなし 取締役
取 締 役	服 部 太 一	株式会社分析屋 監査役 株式会社デケム 監査役 株式会社ナディア 監査役 株式会社CLUTCH 監査役 株式会社SHIFTグロース・キャピタル 代表取締役
取 締 役	村 上 誠 典	シニフィアン株式会社 代表取締役 ベルフェイス株式会社 社外取締役 株式会社Bitstar 社外取締役 株式会社hacomo 社外取締役 株式会社SmarTHR 社外取締役 株式会社サイカ 社外取締役
取 締 役	元 谷 芙 美 子	アパホテル株式会社 代表取締役 アパ株式会社 取締役 アパホールディングス株式会社 取締役 株式会社ティーケーピー 社外取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	新 井 優 介	株式会社SHIFTグロース・キャピタル 監査役
取 締 役 (監査等委員)	知 識 賢 治	石井食品株式会社 社外取締役 株式会社オンワードホールディングス 取締役副社長 株式会社ソラスト 社外取締役
取 締 役 (監査等委員)	中 垣 徹 二 郎	Draper Nexus Venture Partners, LLC Managing Director Draper Nexus Venture Partners II, LLC Managing Director DNX VENTURE PARTNERS III, LP Partner DJパートナーズ株式会社 代表取締役 株式会社trippiece 社外取締役 株式会社TOKYO BASE 社外取締役 株式会社イノーバ 社外取締役 株式会社UNCOVER TRUTH 社外取締役 株式会社favy 社外取締役 株式会社CultureStudioTokyo 社外取締役

(注) 1. 2021年11月26日開催の第16回定時株主総会において、服部太一氏が取締役、新井優介氏が

- 取締役（監査等委員）に新たに選任され、就任いたしました。
2. 村上誠典氏、元谷芙美子氏、新井優介氏、知識賢治氏及び中垣徹二郎氏は社外取締役であります。村上誠典氏、元谷芙美子氏、新井優介氏、知識賢治氏及び中垣徹二郎氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な関係はありません。
 3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、新井優介氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 4. 村上誠典氏、元谷芙美子氏、新井優介氏、知識賢治氏及び中垣徹二郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。
 5. 2021年11月26日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により三浦進氏は取締役（常勤監査等委員）を退任いたしました。
 6. 新井優介氏は公認会計士及び税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定がみとめられるのは、当該取締役が、責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令等に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害は填補されません。なお、すべての被保険者についてその保険料を当社が全額負担しております。各取締役は、当該保険契約の被保険者となります。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針

当社では、優秀な経営人材を生み、また確保し、上場企業として持続的な発展・社会への貢献に資することを目的とすることから、その役員報酬を企業価値創造の対価として適切なインセンティブとして機能するよう以下の点に留意し、決定することを基本方針とし、金銭による固定報酬及び非金銭報酬である株式報酬により構成しております。

- ・当社グループの業績や企業価値との連動を重視し、中長期的に継続した業績、企業価値向上への貢献意欲や士気向上を一層高める制度とする。
- ・業務執行の適切な監督・監査によるコーポレート・ガバナンス向上を担う優

秀な人材を確保することを目的に、各職責に応じた適切な報酬水準・報酬体系とする。

・報酬決定プロセスの客観性・透明性を確保し、すべてのステークホルダーから信頼される報酬制度とするものとするが、具体的な役員報酬制度の設計については、今後の法制度の動向や社会的な動向を踏まえ、より適切な報酬制度となるよう継続して検討する。

上記決定方針は、2021年12月21日開催の取締役会において決議されております。

②取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬及び非金銭報酬としての譲渡制限株式ユニット制度（RSU）で構成しており、業績連動報酬は採用していません。固定報酬は、各取締役の会社の業績や成長に対する貢献度、経済情勢等を総合的に勘案し、取締役会にて一任を得た代表取締役が決定いたします。譲渡制限株式ユニット制度（RSU）は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するという観点から、報酬限度額の範囲内において、付与から3年～5年後に権利確定のうえ、当社取締役会においてあらかじめ決定される数の当社普通株式及び金銭を交付及び支給するものであり、各取締役の会社の業績や成長に対する貢献度、経済情勢等を総合的に勘案し、取締役会において一任を得た代表取締役丹下大が決定いたします。個別の報酬の額の決定を代表取締役丹下大に一任した理由は、当社グループを取り巻く環境、経営状況等を最も熟知しており各取締役の役割や責任に対する評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります。

取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定に当たっては、上記決定方針に従った決定方法をとっており、監査等委員会において報酬に関して妥当性が確認されていることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

③監査等委員である取締役の報酬

監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬及び非金銭報酬としての譲渡制限株式ユニット（RSU）で構成しており、業績連動報酬は採用していません。固定報酬については、常勤・非常勤の別、業務分担を勘案して監査等委員である取締役の協議で決定しております。譲渡制限株式ユニット制度（RSU）については、株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、報酬限度額の範囲内において、付与から3年～5年後に権利確定のうえ、常勤・非常勤の別、業務分担を勘案して監査等委員である取締役の協議によりあらかじめ決定される数の当社普通株式及び金銭を交付及び支給するものです。

④当事業年度における取締役の報酬の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	175,477	139,309	36,167	6
（うち社外取締役）	(14,026)	(10,739)	(3,286)	(2)
取締役（監査等委員）	28,803	27,254	1,548	4
（うち社外取締役）	(28,803)	(27,254)	(1,548)	(4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度末現在の人員は、取締役6名（うち社外2名）、監査等委員である取締役3名（うち社外3名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、2021年11月26日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役1名を含んでいるためであります。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2019年11月27日開催の第14回定時株主総会において、報酬の総額を年額1,000百万円以内（うち社外取締役分は年額100百万円以内）と決議いただいております。当該決議時の取締役（監査等委員を除く）の員数は、5名（うち社外2名）であります。また、2021年11月26日開催の第16回定時株主総会において、この報酬限度額の範囲内で、譲渡制限株式ユニット制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式及び支給される金銭の総額は年額200百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）、譲渡制限株式ユニット制度に基づき対象取締役（監査等委員を除く）に交付される株式数は合計60,000株以内（うち社外取締役15,000株以内）と決議しております。当該決議時の取締役（監査等委員を除く）の員数は、6名（うち社外2名）であります。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年11月27日開催の第14回定時株主総会において、報酬の総額を年額50百万円以内と決議いただいております。決議時の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち社外3名）であります。また、2021年11月26日開催の第16回定時株主総会において、この報酬限度額の範囲内で、譲渡制限株式ユニット制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式及び支給される金銭の総額は年額20百万円以内、譲渡制限株式ユニット制度に基づき対象取締役（監査等委員）に交付される株式数は合計6,000株以内と決議しております。当該決議時の取締役（監査等委員）の員数は、3名（うち社外3名）であります。

(6) 社外役員に関する事項

区分	氏名	取締役会等への出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	村上 誠典	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、経営指導を通じて培った、資本市場との対話、ガバナンス及びESGに関する豊富な経験と幅広い見識を活かし、必要に応じ、経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外取締役	元谷 芙美子	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、経営指導を通じて培った企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を活かし、必要に応じ、経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外取締役 (監査等委員)	新井 優介	社外取締役（監査等委員）就任後開催の取締役会11回の全てに出席し、財務及び会計に関する相当程度の知見を活かし、必要に応じ、経営上有用な指摘、意見を述べております。 また、社外取締役（監査等委員）就任後開催の監査等委員会11回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。さらに、常勤監査等委員として当社及び子会社に対しヒアリングや現場往査を適宜行い、監査等委員会に報告しております。
社外取締役 (監査等委員)	知識 賢治	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、経営指導を通じて培った、ガバナンス体制や人材戦略についての豊富な経験と幅広い見識を活かし、必要に応じ、経営上有用な指摘、意見を述べております。 また、当事業年度開催の監査等委員会13回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	中垣 徹二郎	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、数多くのIT企業への出資と経営指導を通じて培った豊富な経験と幅広い見識を活かし、必要に応じ、経営上有用な指摘、意見を述べております。 また、当事業年度開催の監査等委員会13回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 上記のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議を9回行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人としての報酬等の額 108,400千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 114,820千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項業務以外の業務である英文財務諸表作成にかかる助言業務について対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人による監査の実施状況や、当該会計監査人に生じた事由等から、当社の会計監査人であることにつき当社にとって支障があると判断されるときは、その解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員である取締役全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

内部統制システムの構築の基本方針について取締役会で決議した内容は以下のとおりであります。

① 当社グループの取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a) 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として当社グループに適用する「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス体制の構築を推進する。
- b) コンプライアンス体制の構築の一環として、代表取締役社長直属のコンプライアンス委員会を設置するとともに、当社グループの取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
- c) 監査等委員である取締役は、公正不偏な立場から当社グループの取締役の職務執行状況について適宜監査を実施する。また、監査等委員である取締役は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠く恐れのある事実を発見した時は、その事実を指摘して、これを改めるように取締役会に報告し、状況によりその行為の差し止めを請求できる。
- d) 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合していることを確認する。また、内部監査部門は、監査の結果を代表取締役社長に報告する。
- e) 外部の顧問弁護士等の専門家を通報窓口とする内部通報制度を制定し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
- f) 反社会的勢力に対しては、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し明文化する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の遂行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役は、必要に応じてこれらを開覧できる。

③ 当社グループの損失の危険に関する規程その他の体制

- a) 当社は当社グループの多様化するリスクに備えて、各種社内規程の策定、遵守を推進し、リスク管理体制を構築する。
- b) 取締役会において当社グループの重要案件を慎重に審議し、事業リスクの排除、軽減を図る。
- c) 経営会議において、各部門が情報共有等を行い、管理本部が主管となって当社グループのリスクの早期発見と未然防止に努める。

- d) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を統括責任者として、全社的な対策を検討する。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a) 取締役会は、法定事項の決議、グループ全体に影響を及ぼす経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - b) 各部門においては、「職務権限規程」及び「職務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで迅速性及び効率性を確保する。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- a) 管理本部は、関係会社管理規程に従い、関係会社における内部統制状況を把握し、必要に応じて改善等を指導する。
 - b) 内部監査人は、当社グループの内部監査を実施し、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
 - c) 監査等委員である取締役は、当社グループの取締役及び使用人の職務執行状況の監査、指導を行う。
 - d) 担当取締役は、当社子会社から経営状況及び取締役等の職務の執行に係る事項について、定期的に報告を受ける。
- ⑥ 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて監査等委員である取締役の職務を補助する使用人を配置する。また、監査等委員である取締役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）その他の上長等の指揮命令を受けないものとし、監査等委員である取締役の指示に従うものとする。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が監査等委員である取締役へ報告するための体制その他監査等委員である取締役への報告に関する体制
- a) 監査等委員である取締役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて当社の取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に説明を求めることができる。

- b) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査等委員である取締役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査等委員である取締役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- c) 監査等委員である取締役に報告を行った当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けることはない。

⑧ その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a) 監査等委員である取締役は、内部監査部門と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うことができる。また、監査等委員である取締役は、会計監査を担当する公認会計士又は監査法人と定期的に会合を持って情報交換を行い、必要に応じて会計監査を担当する公認会計士又は監査法人に報告を求めることができる。
- b) 当社は、監査等委員である取締役が、その職務の執行について必要な費用の前払い等の請求を行った場合、速やかに当該費用の支払いを行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 上記各体制に加え、重要な会議として取締役会（14回開催）のほか、経営会議（週1回開催）を開催し、法令で定められた事項や各規程に基づく付議事項の審議、決議及び報告を行っております。また、監査等委員会（13回開催）は、監査方針や監査計画等を決定するほか、取締役の職務執行や法令遵守について監査を行っております。
- ② 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を四半期に1回開催し、内部統制システムの整備・運用状況、内部通報ホットラインの運用状況、コンプライアンス向上に係る施策の審議等、法令違反や不正行為等の早期発見や未然防止に努めております。
- ③ 役職員のコンプライアンス意識向上のため、全役職員を対象として定期的に各種研修及びeラーニングを行い、インサイダー取引や情報漏洩の未然防止、情報セキュリティの確保等、法令遵守の周知徹底を図っております。
- ④ 当社グループ会社については、当社グループ取締役会等の機会を設けて当社の経営方針を共有するほか、当社の兼任役員や出向従業員等から情報を収集するなどして、子会社の業務状況を継続的にモニタリングすることにより、グループ全体の内部統制システムが有効に機能するよう取り組んでおります。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、過去において配当を行っておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後の配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	22,423,215	流 動 負 債	11,726,621
現金及び預金	12,921,918	買 掛 金	1,554,583
売掛金及び契約資産	7,981,302	一年内返済予定の長期借入金	1,226,314
棚卸資産	799,220	未払費用	2,856,196
その他	723,680	未払法人税等	1,523,301
貸倒引当金	△2,905	未払消費税等	1,886,841
固 定 資 産	17,806,805	賞与引当金	184,851
有形固定資産	1,194,827	受注損失引当金	34,982
建物	320,922	その他	2,459,550
工具、器具及び備品	698,652	固 定 負 債	2,496,333
リース資産	17,435	長期借入金	2,306,807
その他	157,816	その他	189,526
無形固定資産	7,461,121	負 債 合 計	14,222,955
のれん	6,488,363	(純資産の部)	
その他	972,757	株 主 資 本	25,386,664
投資その他の資産	9,150,857	資 本 金	77,543
投資有価証券	7,469,681	資 本 剰 余 金	16,616,151
繰延税金資産	521,442	利 益 剰 余 金	11,655,971
敷金及び保証金	1,068,409	自 己 株 式	△2,963,002
その他	140,658	その他の包括利益累計額	206,372
貸倒引当金	△49,335	その他有価証券評価差額金	174,043
		為替換算調整勘定	32,328
		株 式 引 受 権	37,716
		新 株 予 約 権	16,875
		非支配株主持分	359,437
		純 資 産 合 計	26,007,065
資 産 合 計	40,230,021	負債・純資産合計	40,230,021

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		64,873,245
売上原価		43,773,113
営業利益		21,100,131
販売費及び一般管理費		14,186,793
営業外収益		6,913,337
受取利息	760	
受取配当金	105,983	
受取収入	577,196	
その他	79,769	763,711
営業外費用		
支払利息	14,564	
支払手数料	52,103	
貸倒引当金繰入	47,804	
その他	9,951	124,423
経常利益		7,552,625
特別利益		
子会社株式売却益	44,901	44,901
特別損失		
投資有価証券評価損	136,872	136,872
税金等調整前当期純利益		7,460,654
法人税、住民税及び事業税	2,551,467	
法人税等調整額	△196,090	2,355,376
当期純利益		5,105,277
非支配株主に帰属する当期純利益		131,058
親会社株主に帰属する当期純利益		4,974,219

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
当 期 首 残 高	11,600	16,365,668	6,681,752	△972,237	22,086,783
当期変動額					
新株の発行	124,876	124,876			249,752
株式交換による増加		280,562			280,562
資本金から剰余金への 振替	△58,932	58,932			—
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,974,219		4,974,219
自己株式の取得				△1,999,618	△1,999,618
自己株式の処分				8,852	8,852
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動		△213,887			△213,887
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	65,943	250,483	4,974,219	△1,990,765	3,299,881
当 期 末 残 高	77,543	16,616,151	11,655,971	△2,963,002	25,386,664

	その他の包括利益累計額			株式 引受権	新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計				
当 期 首 残 高	303,912	△798	303,114	—	7,110	286,859	22,683,868
当期変動額							
新株の発行							249,752
株式交換による増加							280,562
資本金から剰余金 への振替							—
親会社株主に帰属 する当期純利益							4,974,219
自己株式の取得							△1,999,618
自己株式の処分							8,852
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動							△213,887
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△129,869	33,126	△96,742	37,716	9,764	72,578	23,316
当期変動額合計	△129,869	33,126	△96,742	37,716	9,764	72,578	3,323,197
当 期 末 残 高	174,043	32,328	206,372	37,716	16,875	359,437	26,007,065

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,188,464	流動負債	7,470,536
現金及び預金	5,578,928	買掛金	701,719
売掛金	4,988,346	一年内返済予定の長期借入金	1,045,224
棚卸資産	84,334	未払金	772,734
前払費用	256,693	未払費用	1,932,199
関係会社短期貸付金	103,337	未払法人税等	989,947
その他	177,048	未払消費税等	1,217,066
貸倒引当金	△224	賞与引当金	26,785
固定資産	21,286,082	受注損失引当金	19,581
有形固定資産	300,393	その他	765,277
建物	99,830	固定負債	1,977,945
工具、器具及び備品	139,018	長期借入金	1,934,590
その他	61,544	その他	43,355
無形固定資産	173,336	負債合計	9,448,482
ソフトウェア	146,725	(純資産の部)	
その他	26,611	株主資本	22,812,649
投資その他の資産	20,812,351	資本金	77,543
投資有価証券	7,260,815	資本剰余金	17,028,348
関係会社株式	10,513,757	資本準備金	8,685,727
関係会社長期貸付金	2,052,000	その他資本剰余金	8,342,621
繰延税金資産	285,879	利益剰余金	8,669,759
敷金及び保証金	719,541	その他利益剰余金	8,669,759
貸倒引当金	△19,641	繰越利益剰余金	8,669,759
		自己株式	△2,963,002
		評価・換算差額等	158,823
		その他有価証券評価差額金	158,823
		株式引受権	37,716
		新株予約権	16,875
		純資産合計	23,026,064
資産合計	32,474,547	負債・純資産合計	32,474,547

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	41,266,021
売上原価	27,991,620
売上総利益	13,274,400
販売費及び一般管理費	8,384,589
営業利益	4,889,811
営業外収益	
受取利息	20,377
受取配当金	105,982
為替差益	28,708
助成金収入	93,451
その他	14,927
営業外費用	263,447
支払利息	12,401
支払手数料	46,903
貸倒引当金繰入	19,641
その他	992
経常利益	79,939
特別損失	5,073,319
投資有価証券評価損	136,872
子会社清算損	9,566
抱合せ株式消滅差損	1,220
税引前当期純利益	147,659
法人税、住民税及び事業税	4,925,659
法人税等調整額	1,567,399
当期純利益	△115,498
	1,451,901
	3,473,758

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年9月1日から
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	11,600	8,280,289	8,283,689	16,563,978	5,196,000	5,196,000	△972,237	20,799,341
当期変動額								
新株の発行	124,876	124,876		124,876				249,752
株式交換による増加		280,562		280,562				280,562
資本金から剰余金への振替	△58,932		58,932	58,932				—
当期純利益					3,473,758	3,473,758		3,473,758
自己株式の取得							△1,999,618	△1,999,618
自己株式の処分							8,852	8,852
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	65,943	405,438	58,932	464,370	3,473,758	3,473,758	△1,990,765	2,013,308
当 期 末 残 高	77,543	8,685,727	8,342,621	17,028,348	8,669,759	8,669,759	△2,963,002	22,812,649

	評価・換算差額等		株式引受権	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計			
当 期 首 残 高			-	7,110	21,110,364
当期変動額					
新株の発行					249,752
株式交換による増加					280,562
資本金から剰余金への振替					—
当期純利益					3,473,758
自己株式の取得					△1,999,618
自己株式の処分					8,852
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△145,089	△145,089	37,716	9,764	△97,608
当期変動額合計	△145,089	△145,089	37,716	9,764	1,915,699
当 期 末 残 高	158,823	158,823	37,716	16,875	23,026,064

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年10月25日

株式会社SHIF T
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 博 貴

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南 山 智 昭

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社SHIF Tの2021年9月1日から2022年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SHIF T及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年10月25日

株式会社SHIF T
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 博 貴

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南 山 智 昭

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社SHIF Tの2021年9月1日から2022年8月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年9月1日から2022年8月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、内部監査室等と連携の上、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、重要な会議に出席し、必要に応じて事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について随時報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年10月25日

株式会社SHIFT 監査等委員会

監査等委員（常勤）

新井 優介 ㊟

監査等委員

知識 賢治 ㊟

監査等委員

中垣 徹二郎 ㊟

（注）監査等委員新井優介、知識賢治及び中垣徹二郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

〈メモ欄〉

〈メモ欄〉
